

令和3年度
集団指導資料
(共通編)



令和4年3月

岡山市保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課

目 次

1	指導監査について	1
	・介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	
2	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について	5
3	高齢者虐待の状況について	6
4	利用者の安全確保（防犯・防災）について	9
5	業務継続計画（BCP）策定について	23
6	アセッサー講習受講支援補助金について	26
7	事業所対応向上講師派遣事業について	29
8	岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金について	32
9	岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱	33
10	介護現場における感染対策の手引き	37
11	介護サービス情報公表制度について	40
12	介護ロボット普及推進事業について	42
13	メールアドレスの登録について	43
14	生活保護法介護扶助について	45
15	居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等 について（介護保険課）	51
16	要介護認定調査におけるケアマネジャーの同席・認定申請書への 医療保険被保険者番号等の追加について（介護保険課）	57
17	岡山労働局からのお知らせについて	58

1 指導監査について

介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために、介護保険法第23条の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページからダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

介護サービス事業者等の事業所において、指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。(必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。)

ア 事前に提出を求める書類等(主なもの)

- ・利用申込者及び家族等に対し交付し説明する「重要事項説明書」
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近の1か月又は4週間)
- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所(利用)者(入所・通所系サービスのみ)
- ・自己点検シート(人員・設備・運営編)
- ・自己点検シート(介護報酬編) その他

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

☆自己点検シートの活用について

実地指導は、各事業所に毎年実施できるとは限りません。自己点検シートには制度改正の内容や注意事項などを掲載していますので、事業所の方は必ず年に1回は自己点検シートによる点検を実施してください。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ①通報・苦情・相談等に基づく情報
- ②国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ③国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報です。

国においても「運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報、苦情や国保連合会介護給付適正化システムのデータの活用等により、そうした不正が疑われる情報があった場合には、関係部局とも協議の上、監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。」としており、指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、**原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行っています。**

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

4 業務管理体制に関する監督

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要です。介護保険制度は、国民からの保険料と公費によって、利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格がきわめて強い制度です。この趣旨を、介護サービス事業者は十分認識する必要があり、特に経営者（陣）の方々は、自ら率先して法令等違反等の未然防止のための取組を行う責務があります。

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出ることとされており、法人の実施する事業所が岡山市内に集中している場合は、岡山市（事業者指導課）への届出が必要です。市は一般検査として実地指導に併せて必要な業務管理体制の監査を行っていますが、業務管理体制の整備に関する届出が未済の介護サービス事業者については、当該介護サービス事業者が運営する介護サービス事業所等の指定取消等の理由にもなり得るため、ご注意ください。

なお、介護サービス事業者の指定事業所等の指定等取消処分相当事案等が発生した場合に、当該事業者について、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行うとともに、併せて連座制の適用を判断するための不正行為への

組織的関与の有無の確認を行うために**特別検査**を実施します。特別検査の実施にあたっては、組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認・検証を行った上で、介護サービス事業者として不正事案の再発防止策等適切な改善を求めていくことになります。

また、厚生労働省が過去に実施した一般検査における主な指導等事項、特別検査における主な指摘事項に係る趣旨は、次のとおりです。

(一般検査)

- ・法令遵守責任者の役割が周知されていないため周知すること。
- ・介護サービス事業者が定めている法令遵守規程と実際の運用が異なっているため改めること。
- ・内部通報の処理体制の整備を検討すること。
- ・事故・苦情・相談等の報告体制等を定め、報告の中に法令違反に起因するものがないか確認し、必要に応じて全事業所に情報提供する等の取組を検討すること。

(特別検査)

- ・事業所での問題等を本社（部）で把握できる体制になっていない。または、把握していても問題解決を事業所に任せており、本社（部）として問題解決にあたっていない。
- ・内部通報制度は整備されているが、機能していない。
- ・ある事業所の問題が発覚した際に、他の事業所でも同様な事案が発生していないかの把握を行っていない。
- ・虐待や法令等遵守に関する研修が不十分である。

【参考：業務管理体制の届出先区分】

事業所等の所在状況	届出先区分
2以上の都道府県の区域、かつ、 3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣（本省）
2以上の都道府県の区域、かつ、 1又は2の地方厚生局の区域	事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
1の都道府県の区域	都道府県知事
<u>1の都道府県の区域のうち、</u> <u>1の指定都市の区域</u>	<u>指定都市の長</u> <u>岡山市長</u>
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

詳しくは:本課HP「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」

5 過誤調整の返還指導

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②報酬算定に係る告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。**(※監査における不正請求は、保険者から返還命令)**
- ④加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまでは言えない場合は、適切な取扱いとなるよう指導します。

(参照)平成19年3月1日付 厚生労働省介護保険指導室事務連絡 『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & Aについて』

3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

1 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の計画書等の提出について

令和4年度の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、関係通知の見直しが予定されています。厚生労働省から提出期限を令和4年4月15日（金）とする通知がありました。

内容が確定し次第、ホームページ及びメールでご案内しますので、よろしくお願ひします。

2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

(1) 令和3年度に当該加算を算定している事業者は、令和4年7月31日（日）までに、実績報告書を提出すること。※消印有効

(2) 記入例を参考にして作成すること。

(3) 別紙様式3-1の2①「令和3年度分の加算の総額」には、令和3年4月～令和4年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。

また、国保連における令和3年5月から令和4年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになるので、令和4年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、令和3年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含めることになる。

<国保連から通知されている金額を足し上げること。> ※1※2

(4) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出すること。

(5) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。

※1 国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

※2 総合事業の処遇改善加算を算定している場合は、岡山市の通知の金額も足して記入すること。

令和2年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和2年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 3件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	男性(1人)	男性(2人) 女性(2人)
	年齢階級	40～44歳	40～44歳	5～9歳(1人) 10～14歳(2人) 15～19歳(1人)
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	身体障害(1人) 知的障害(1人) 発達障害(3人)
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待 経済的虐待	身体的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	放課後等デイサービス	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員 (1人)	管理者兼サービス管理責任者 (1人)	児童指導員 (1人)	
虐待に対して採った措置	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	全職員に虐待防止の意識を徹底させ、再発防止に向けた措置を講じるよう勧告	虐待防止に必要な体制整備や職員研修の実施等を勧告	

※障害種別には重複がある。

(参考) 令和2年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		42	114	156	
うち障害者虐待		3	47	50	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	1	20	21	
	性的虐待	0	2	2	
	心理的虐待	3	20	23	
	放棄・放置	0	11	11	
	経済的虐待	1	17	18	

※区分別内訳には重複がある。

2 養介護施設等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 7件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(12人) 女性(2人)	男性(1人)	男性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	85～89歳	65歳未満(1人) 65～69歳(3人) 70～74歳(1人) 75～79歳(4人) 80～84歳(1人) 85～89歳(1人) 90～94歳(2人) 95～99歳(1人)	75～79歳	85～89歳	90～94歳
要介護状態	要介護2	要介護1(1人) 要介護2(3人) 要介護3(6人) 要介護4(1人) 要介護5(3人)	要介護4	要介護4	要介護4	
虐待の類型	身体的虐待	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	介護老人保健施設	有料老人ホーム	有料老人ホーム	居宅介護支援通所介護 訪問介護	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	管理者兼サービス提供責任者(1人)	介護職員(1人)	管理者(3人) 生活相談員(2人) 介護職員(2人) 送迎員(2人) サービス提供責任者(1人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止委員会で協議した結果の周知徹底、再発防止に向けた職員研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員研修の実施、金銭管理サービスに関する方針の明確化及び規程の整備等を指導	再発防止に向けた具体的な方法と年間計画を含む取組の検討・報告、その効果の評価・報告を指導	虐待防止等に関する体制の整備や虐待対応マニュアルの整備、再発防止に向けた職員研修の実施等を指導	虐待対応マニュアルの整備や職員全員に対する周知徹底及び外部研修の実施等を指導	

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	80～84歳	85～89歳
	要介護状態	要介護3	要介護3
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護
虐待を行った従事者等の職種		介護職員 (1人)	介護職員 (1人)
虐待に対して採った措置		再発防止に向けた具体的な取組等の検討・報告、その効果の報告等を指導	原因の究明、再発防止及び介護技術の確保・向上等のための取組を指導

(参考) 令和2年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位: 件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		25	520	545	
うち高齢者虐待		7	299	306	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	6	209	215	
	放棄・放置	0	56	56	
	心理的虐待	0	131	131	
	性的虐待	0	0	0	
	経済的虐待	1	59	60	

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数: 0件

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

(6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

各 介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局事業者指導課長

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

このたび、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項について、厚生労働省から周知依頼の通知がありました(岡山市事業者指導課HP掲載。下記URL参照。)

各施設等におかれましては、情報の把握及び避難の判断や非常災害対策計画の策定及び避難訓練に関する別添のチェック表に沿って自主点検をしていただき、非常災害時の対応について、より一層のご注意をいただき遺漏なきようよろしくお願いいたします。

自主点検にあたっては、非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際に実効性のあるものとするのが重要であることから、厚生労働省通知を参考のうえ、各施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容となっているかを改めてご確認いただくようお願いします。

また、厚生労働省通知に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、厚生労働省通知(別紙)の「調査項目案(予定)」の「3 対象施設」に対しては年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

担当:岡山市保健福祉局事業者指導課
電話:086-212-1013(通所事業者係)
086-212-1014(施設係)

記

○厚生労働省通知:「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)

【岡山市事業者指導課トップページ →お知らせ→H28.9.2 非常災害対策等について】

※岡山市防災マニュアル【詳細版第3版】(平成28年7月作成)もあわせてご参照ください。

URL:http://www.city.okayama.jp/soumu/bousai/bousai_00179.html

○主な具体的確認項目チェック表(岡山市作成)

項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1, 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。	<input type="checkbox"/>
ここでいう「非常災害対策計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び水害・土砂災害、地震等の各種災害に対処するための計画をいう。 実際に災害が起こった際にも入所者等の安全が確保できるよう、あらかじめ実効性のある計画を作成すること。	
2, 非常災害対策計画に以下の項目が含まれているか	<input type="checkbox"/>
「非常災害対策計画」の内容に、必要な項目が盛り込まれているかを確認する。 項目については、混乱が予想される状況下においても、入所者等の安全を確保するための行動が迅速にできるよう、より具体的で実効性のあるものとする。	
①介護保険施設等の立地条件(地形等)の検証	<input type="checkbox"/>
具体的にどういった災害の危険性が高いかを見極めて、より具体的で実効性のある、的確な対策を策定するために、各施設等の地形的特徴(急傾斜地が近くにある、低地にある、地盤が弱い地域にある等)を検証すること。	
②災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の入手方法の確認等)	<input type="checkbox"/>
テレビ、ラジオの他、利用者の安全を確保するために必要な情報の入手手段を、停電等の場合も含め確保すること。「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については岡山市緊急速報(エリア)メール、おかやま防災ポータル(http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/)、緊急告知ラジオ(市から貸出)などにより入手。【参照:岡山市防災マニュアル(第3版)】	
③災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)	<input type="checkbox"/>
停電時には使用できない電話もあるなど、停電時も含め、連絡方法や連絡網を記載すること。	
④避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)	<input type="checkbox"/>
近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じることができるよう計画を作成すること。【参照:別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」】	
⑤避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)	<input type="checkbox"/>
市が指定する近隣の避難場所を記載すると共に、施設外への立ち退き避難が危険であり施設内での避難を行う場合など、状況ごとに避難場所を想定すること。	
⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)	<input type="checkbox"/>
利用者の安全を確保するために必要な検証(所要時間、車いすが通れるか、冠水しないか等)を行った上での避難経路を設定すること。	
⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)	<input type="checkbox"/>
利用者等の身体状況の違い(車いす、寝たきり等)も加味しそれぞれに合った適切な避難方法の設定をすること。	
⑧災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)	<input type="checkbox"/>
利用者の安全の確保が行える、より具体的で実効性のある体制整備を行うこと。	
⑨関係機関との連携体制	<input type="checkbox"/>
市との情報共有、地域の関係者(町内会、消防団、近隣施設、運営推進会議等)との連携及び協力を行うこと。	
3, 非常災害対策計画の内容の職員間での周知及び共有はなされているか。	<input type="checkbox"/>
策定された非常災害対策計画は、一部の職員だけでなく、全ての職員が共有し、だれでも適切な対応がとれる実効性のある体制づくりを行うこと。	
4, 非常災害対策計画の事業所内への掲示はなされているか。	<input type="checkbox"/>
策定された非常災害対策計画は、一過性の周知だけではなく、常に見やすい場所に掲示して、周知徹底が図られることにより、実効性のあるものとする。	
5, 水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。	<input type="checkbox"/>
また、水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されていない場合、実施予定時期はいつか。	
実施(予定)時期【平成 年 月 日】	
訓練の実施にあたっては、その結果を検証し非常災害対策計画の見直しを行うこと。 夜間を想定した訓練も行うなど、混乱が予想される状況にも対応できるよう訓練を実施すること。	

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

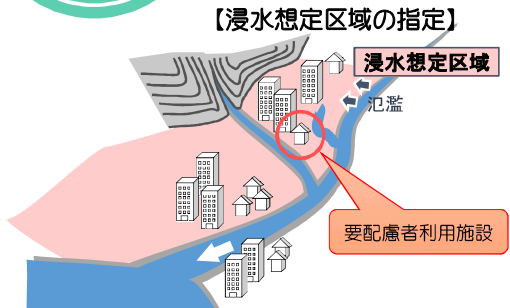
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

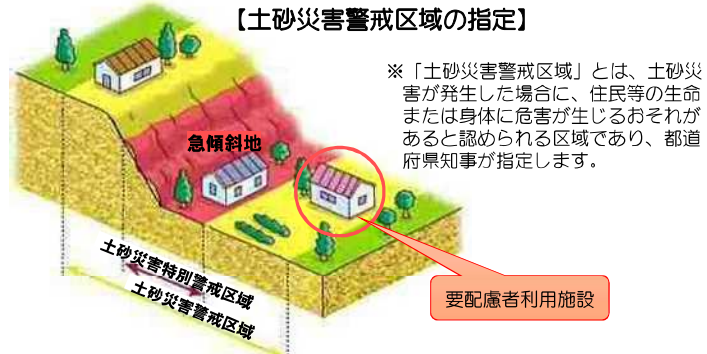
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | |
|--|---|
| <p>（社会福祉施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
| <p>（学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・義務教育学校 ・小学校 ・中学校 ・特別支援学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <p>（医療施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html

ver4.2（H29.6.19）